

令和5年5月2日

保護者 様

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策 について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、保護者の皆様もご承知のとおり、令和5年5月8日（月）より新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行となります。

このことについて、今治市教育委員会より新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について依頼がありました。

つきましては、本校におきましても、以下の点についてお子様に対して指導をしてみますが、ご家庭におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

○ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、引き続き次の感染対策を講じます。

① 家庭との連携によるお子様の健康状態の把握

- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校を控えてください。毎日、体温をチェックして、学校へ提出する必要はありません。
- ・ お子様に発熱等の症状が見られる場合は、病院で受診し、症状がなくなるまでは、自宅で休養するようお願いいたします。

② 適切な換気の確保

- ・ 気候上可能な限り、常時換気に努めます。困難な場合は、こまめに（30分に1回以上、数分間程度）、2方向の窓を同時に開けて換気を行います。
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、空気清浄機等の活用等、換気のための補完的な措置を講じます。

③ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

- ・ 流水と石けんでのこまめな手洗いを指導します。
- ・ 咳・くしゃみをする際、ティッシュやハンカチを使って、口や鼻をおさえるなどの咳エチケットを指導します。

* 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるよう指導します。
- ・ 児童生徒間が触れ合わない程度の身体的距離を確保することなどの措置を一時的に講じることも検討します。

2 マスクの着用について

- お子様及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合など、マスク着用が推奨される場面においては、着用を推奨します。
- 学校は、お子様の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導に努めます。
- 感染症流行時等には、校長判断により、教職員が着用する又はお子様に着用を促すなどの対応を検討します。

3 部活動について（中学校）

- 地域の感染状況や学校の実情を踏まえ、校長判断により以下の部活動停止の統一基準等*を参考とした適切な措置を講じます。

* 陽性者が、発症日等前2日間の内に感染リスクの高い状態で参加していた場合、最終参加日の翌日から活動を停止する。（3日間程度）
その後さらに、部活動関係者に陽性者や体調不良者が確認された場合、状況に合わせて適宜、活動停止期間を延長する。

4 出席停止等の取扱い等について

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- 感染不安等で不安な場合は、引き続き、学校への連絡をよろしく願います。